

福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成 17 年 10 月 27 日（木）午後 1 時 30 分から 3 時 10 分

2 場 所 福島県庁 本庁舎 2 階 第 2 特別委員会室

3 出席者

福島県環境影響評価審査会 6 名

県 4 名

傍聴者 5 名

4 議 事

(1) フクシマエコテッククリーンセンター規模変更計画に係る環境影響評価準備書について

資料 1 ~ 5 に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

（委員） 資料 3 P11 漏水検知システムに係る意見への事業者見解の中で、「地盤の不陸」という表現があるが、どのような意味か。

（事務局） 地盤の整地を十分に行わないことによる凹凸の意味と思われるが、確認の上、事業者に評価書への記載を行わせたい。

（委員） 浸出水の設計原水水質が B O D 約 5000ppm に対し、実際に流入する浸出水の B O D は、300ppm 程度であることから、既存の水処理施設で十分であるとされているが、浸出水の処理において、原水の希釈は認められるのか。し尿処理などでは、20 倍までは、処理の過程での希釈が認められている。

（事務局） 基準については、確認したいが、既存施設では、塩素イオンに対して、あらかじめ希釈を行い、後段の生物処理に影響が出ないような配慮がなされている。

（委員） 別紙「観察池飼育魚の推移」において、イワナが他個体にかじられたり、水温上昇のため死亡したなどの記載がある。水温の記録で、水温の上昇が見られていないにもかかわらず、記事に「水温上昇のため死亡」と記載されているのを見ると、あまり正確ではないと思われるが。

（事務局） 飼育魚によって水質のモニタリングを行う目的でこのような観察池が設置されているものと考えられるが、魚種によって、環境への適応力に差が見られる。コイやフナに比べイワナなど適応力の弱い魚は、このような環境での生存が難しいと聞いている。

（委員） 物質の濃度だけでは安全か否かが分かりにくいとの理由で、町との協定により観察魚の飼育が行われているようだが、魚種の選定に関しては計画性が無いように思われる。

（事務局） 環境への適応力が弱い魚の場合、放流水の影響なのか天候の影響なのか分かりにくくなってしまうため、魚種の選定は難しいと思われる。

（委員） イワナなどは金魚に比べると飼育が難しいと思われる。所期の目的が達成されるよう、魚の飼い方に慣れる必要もあるのではないか。

（委員） そもそも、コイやフナとイワナを同じ池で飼育するという発想自体が間違っているのではないか。野生のコイとイワナでは生息する水域が全

く異なっており、一緒に飼った場合、イワナの方が死にやすいと言える。イワナが死んだから、水の影響かということ、必ずしもそうでもなく、そもそもそのような環境にイワナがいるかどうかをきちんと検討されなければならないのではないかと。観察池は、浸出水が川に流れ込むところに造られているのか。

(事務局) 準備書 P2-54 観察池の位置は「水質観測井戸等位置図」のとおりであり、浸出水処理施設から最終放流水の一部を常に流している。

(委員) 生物モニタリングは、分析では検出できないような未知の有害物質などを検出できる場合があるので、有効にやっていただきたい。また、イワナは冷水性のかなり源流にいる魚であり、夏の水温の高い時期に投入することは間違えている。このような点は、計画をよく立てていただきたい。なお、コイやフナのほか、メダカやアカヒレなど、どのような水に適應できるか研究されている種もあるので、参考にしていきたい。

(委員) 浸透防止シートの施工方法について、敷設する範囲が広いが、一度に敷くことは技術的に可能なのか。また、雨が降り始めてから敷くことは可能なのか。

(事務局) 資料3 P4 の事業者見解では、浸透防止シートの材質について、「底面、側面で使用するシートとは違う材質のものを考えております。また、遮水シートと違い、埋立層が上昇するに伴い、設置撤去を繰り返し、1枚の浸透防止シートにつき3～4回程度転用します。」とあり、現在底面に敷いている比較的硬いシートより、施工性のよい、使用年数に応じた耐久性を有するものが使用される予定である。また、雨が降り始めてからシートを敷くのではなく、各埋立段階において、必要な範囲がはじめから被覆されているものと考えられる。

(委員) 敷きっぱなしとなるため、降下ばいじんが混入する可能性や、雨水としてそのまま放流する問題が指摘されている。

(委員) 雨水が浸透する範囲は10,000㎡未満であるということだが、その水は廃棄物全体に広がっていく構造になっているのか。

(事務局) 資料3 P2 の事業者見解で「底盤部だけではなく、高低差10m間隔で、横浸出水集排水管も設置している。」とあり、縦管から入った水が横管を通して埋立層に浸透する。底盤部に直接水が到達するのではないと考える。

(委員) 横浸出水集排水管は、準備書には示されているのか。

(事務局) 準備書では詳細が示されていないので、事業者は評価書において示すこととしている。

(委員) 逆浸透膜は高価なものか。

(事務局) 他の処分場の例では、最初は使用しない計画であったものが、周辺住民の意見を踏まえて、導入することになった。ただし、コストが高いため、そのことが処分場の規模設定の根拠にもなっている。また、維持管理も適正に行う必要がある。

(委員) 準備書 P2-53 今回の事業の対象外ではあるが、隣接する採砂場跡地には広い裸地があり、そこで土砂を置いたり、覆土用に採取することで、周辺への粉じん等の飛散の影響は考えられないのか、あるいは対象事業

実施区域外だから考えないのか。

(事務局) 採砂場跡地は対象事業実施区域からは除外されている。しかし、準備書 P48 「その他の対象事業に関する事項 - 粉じん防止対策・道路の汚損」において、「採砂場跡地・専用道路についても散水車により散水を行う。」とあり、必要に応じて対策を講じることとしている。また、方法書への「環境影響の予測及び評価に当たっては、掘削土及び覆土用土砂の保管及び運搬による影響も見込むこと。」との知事意見を踏まえ、定性的ではあるが、採砂場跡地での覆土用土砂の保管を見込んだ予測が行われている。

(委員) 管理は事業者が行うと考えて良いのか。

(事務局) 環境影響評価の対象事業は、処分場本体となってしまうが、掘削土砂の適正な保管などは、関連する事業者の責務として位置づけられている。

(委員) 動物への影響について、「周辺の広いところに逃避するから、また、緑地があれば帰ってくる。」という予測を行っているのに対し、庁内グループからは、野生動物に対してどのくらいのインパクトがあるか餌量などを用いて、できるだけ定量的に予測すべきとの意見が出ている。これに対し、事業者からは定性的でよいとの見解が示されているが、知事意見案では「可能な限り定量的に」と述べている。確かに準備書を見るとあまり客観的でないと思われるので、この事業によって野生動物がどの程度影響を受け、どの程度耐えられるかをきちんと評価していただきたい。

(議長) それでは、先ほど示していただいた事務局案を審査会の意見としてよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(2) 福島県環境影響評価条例の一部改正について

平成17年9月9日付けで福島県知事より諮問された件について、資料6、7に基づき事務局から説明を行った後、審議を行った。発言要旨は次のとおり。

(委員) 修正条項が実際適用になった例はあるのか。

(事務局) 一定期間内に必要に応じ評価書へ意見を述べる規定を設けている県は11県、そのほか、期間を定めず、必要に応じ意見を述べるができるという規定を設けている県が4県ある。11県のうち、徳島県と沖縄県で実際に適用された事例がある。徳島県では小松島港の港湾整備事業1件で評価書に対する知事意見が述べられている。また、沖縄県では平成13年に条例が制定されてから、6件で評価書までの手続きが行われ、すべての事業で評価書に対する知事意見が述べられている。青森県、千葉県などでは規定は設けられているものの、知事意見を述べた実績はなく、今のところ実施事例があるのは2県のみである。

(委員) 単なる担保規定ではなく、実効性が期待できるのか。

(事務局) 11県では、必要に応じ一定期間内に評価書に対し知事意見を述べるができる規定としており、担保規定の意味合いが強いようである。

- (委員) 反対意見にあった「事業者への過度の負担」については難しい問題である。東京で環境省主催の環境アセスメントの会議があった際、「環境影響評価の効率化」が議題になり、その中では、やり過ぎない適切な評価が必要とされた。
- (事務局) 法律が制定される前の閣議決定アセスや通産省議決定アセスの中では、全ての項目について予測・評価するスタイルだったが、環境影響評価法ができたことにより、事業者が環境特性や地域特性を踏まえ、事業種ごとの標準項目の中から必要な項目を選定して予測・評価するスタイルとなった。「標準項目」は、環境影響評価法が施行され6年が経過してきた中で、これだけやればいいという誤解を受けやすいとの指摘がされている。もともとは、事業者に過度の負担がかからないよう、必要なものを選定して、メリハリのある環境影響評価を実施していただくことが法律や条例の趣旨であった。そのような背景から、環境影響評価制度はむやみに事業者に負担をかけることを趣旨としているのではないということを示したい。また、環境影響評価法では環境影響評価手続きが許認可権への反映として位置づけられており、最終的な評価書に対しては許認可の際に併せて審査が行われ、環境保全上問題があれば、許認可の際に条件を付けたり、許認可を与えないことができる。しかし、条例ではそのような規定を設けるのが困難であるため、準備書までの手続きが完結するように、評価書の内容に不十分な点があれば、念押しで知事意見が述べられるよう、担保規定を設ける必要があるというのが、このような手続きが追加された背景にあったようである。ただし、法律で許認可に当たっての条件付けが行われた事例があまりないのと同様に、条例でも沖縄県を除けば、評価書に対する知事意見を述べるのが希な事例となっている。本来、準備書に対する知事意見が評価書に適切に反映されていれば、改めて評価書へ意見を述べる必要はないと考えている。新たな手続きが追加することによりいたずらに事業の進捗を遅らせることが本旨ではないため、事業者へ過度の負担を与えることのないよう運用に当たりたい。

(議長) それでは、諮問を受けた内容については、審査会としては、適当であるという意見でよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 答申文案については、会長に一任いただくことでよろしいか。

(各委員) 異議なし。

以上。